

日光市木造住宅耐震改修等工事費補助金における補助金の利用に関する条件について

補助の対象となる工事

耐震改修工事

耐震建替え工事

住宅に関する条件

- 日光市内にある木造住宅であること
- 2階建て以下
- 在来軸組構法又は伝統的構法により建築されたもの
- 賃貸を目的としないもの（空き家バンク登録住宅は除く）
- 改修や建替えについて、施行業者と未契約であること
- 改修の場合は補強計画を策定していること
- 建替えの場合は現在の住宅を除却して、同一敷地内に新たに省エネ基準に適合する一戸建住宅を建築すること

申請者に関する条件

- 市内に住所を有する者（耐震建替え工事契約者は除く）
- 耐震診断の結果に基づいて耐震改修等工事を行う者
- 対象住宅を所有する個人又は当該所有者の2親等以内の親族で当該耐震改修等工事に係る契約者となる者
- 国税、県税並びに市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金、下水道使用料及びし尿汲取手数料の未納がない者
- 過去に日光市から同様の内容の補助金を受けたことがない者

この補助金における主な用語の定義（その他の用語については要綱第2条をご確認ください）

【木造住宅】

昭和56年5月31日以前に着工又は完成した一戸建ての木造の専用住宅又は併用住宅（延床面積の2分の1以上を住居として使用しているものに限る。）をいう。

⇒旧耐震基準で建築された木造住宅のことです

注意）昭和56年5月31日以降に増改築をした場合、建築基準法の改正により、新たな耐震基準に適合させることが条件となります。このため、この日付以降に増改築した物件は対象外となりますのでご注意ください！

【耐震診断士】

国土交通大臣登録木造耐震診断資格者講習又はこれと同等と市長が認めるものを受講し、受講修了書の交付を受けた建築士をいう。

⇒受講者は講習修了証明書が発行されております

【耐震診断】

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1の建築物の耐震診断の指針に基づいて行う耐震診断又は同ただし書きの規定に基づき、国土交通大臣が指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって行う耐震診断をいう。

⇒国土交通省が定める耐震診断方法であり、上記耐震診断士による診断が必要となります

【補強計画】

耐震診断の結果に基づき一般社団法人栃木県建築士会、一般社団法人栃木県建築士事務所協会又は耐震診断士が策定する補強計画をいう。

⇒上記耐震診断士が作成する補強計画になります